

仕 様 書

1 自動販売機の規格

設置事業者が設置する自動販売機の規格等は、次に定めるところによる。

(1) 規格

許可面積内に自動販売機、転倒防止器具、放熱余地、回収ボックスの全てが収まる大きさの自動販売機とすること。

(2) 環境対策

設置する自動販売機は、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した機種の設置に努めること。

(3) デザイン等

自動販売機のデザイン、外観等は、都市公園の風致及び美観その他都市公園としての機能を害しないものとする。

(4) 販売品

- ① 販売品は、清涼飲料水等の飲料とし、酒類、たばこ及び食料品の販売は行わないこと。
- ② 販売品の販売価格は、標準小売価格を上回る価格としないこと。

2 遵守事項

設置事業者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 安全対策等

- ① 自動販売機の設置に当たっては、必ず、土台となるコンクリート等を設置した上に、自動販売機を設置することとし、自動販売機設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- ② 転倒防止については、「自動販売機の据付基準」(JIS 規格)及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会作成)を遵守した措置を講じるものとする。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うものとする。
- ④ 防犯については、硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。

(2) 売上状況等の報告

設置事業者は、自動販売機の売上状況(月毎の売上本数及び売上金額)について、年度毎に取りまとめ、翌年度の4月15日までに、様式第6号により富士見市へ報告すること。

(3) 維持管理責任

- ① 販売品の補充、賞味期限の確認、売上金の回収、釣銭の補充等の自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
- ② 自動販売機及びその周辺は、清潔に保つこと。
- ③ 原則として、自動販売機1台に対して1個の割合で、販売する飲料の容器(缶・ビン・ペットボトル等)の種類に応じた空き容器回収ボックスを自動販売機に併設すること。また、回収ボックスに集まった全ての飲料の容器について、設置事業者の責任で、空き容器回収ボックスがあふれ

ることのないよう回収、リサイクルすること。

- ④ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、設置事業者の責任において、迅速に対応すること。